

●手数料に関する事項

①求人者から徴収する手数料については下記手数料表（消費税を除く）のとおりです。

【一般登録型】※下記は手数料の上限です。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス ※職業紹介サービス	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス ※職業紹介の付加サービス	成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

【サーチ／スカウト型】※下記は手数料の上限です。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 2,000,000 円 活動 1 日あたり 5,000 円 成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。

【再就職支援型】※下記は手数料の上限です。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 0 円 相談・助言終了時 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス ※職業紹介サービス	成功報酬 【期間の定めのない雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の

	50%（または 円） 【期間の定めのある雇用契約の紹介の場合】 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50%（または 円） 手数料負担者は 求人者 とします。
--	---

②求職者からは手数料は徴収いたしません。